

注 意 事 項

1. 届出書は、該当行為に着手する日の 30 日前までに提出してください。
2. 届出書を提出した後、この届出に係る事項のうち設計などを変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、変更届出書を提出してください。
3. 届出書は、まちづくり整備課に提出してください。
4. 届出書は、2 部（正・副）提出してください。

5. 地区計画添付書類

申請の内容	添付図書	添付図書の内容
土地の区画形質の変更	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1 / 1, 000 以上のもの。
	公図	法務局で取得した原本に申請地を朱囲みしたもの。
	土地登記事項証明書	申請日以前 6 か月以内のもの。
	設計図	設計図で縮尺 1 / 100 以上のもの。
建築物の建築、工作物の建築又はこれらの用途の変更の場合	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1 / 1, 000 以上のもの。
	公図	法務局で取得した原本に申請地を朱囲みしたもの。
	土地登記事項証明書	申請日以前 6 か月以内のもの。
	設計図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 1 / 100 以上のもの。 なお、壁面後退の距離を明示しているもの。
	立面図及び平面図	2 面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図で縮尺 1 / 50 以上のもの。
建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺 1 / 1, 000 以上のもの。
	公図	法務局で取得した原本に申請地を朱囲みしたもの。
	土地登記事項証明書	申請日以前 6 か月以内のもの。

木竹の伐採の場合	設計図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1／100以上のもの。なお、壁面後退の距離を明示してもらいます。
	立面図	2面以上の立面図で縮尺1／50以上のもの。
	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺1／1,000以上のもの。
	公図	法務局で取得した原本に申請地を朱囲みしたもの。
	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内のもの。
	施工図	当該行為の施工方法を明らかにする図面で縮尺1／100以上のもの。

※ 代理人に委任している場合は、委任状が必要になります。

※ その他、必要に応じて必要となる書類があります。